

# 税

問合先 税務課

固定資産税・都市計画税納税通知書、軽自動車税納税通知書を

## 5月初旬に送付します

納税通知書が5月中旬までに届かない場合は問い合わせてください。

【固定資産税・都市計画税納税通知書（土地・家屋、償却資産）】

土地・家屋を所有の人は面積、評価額、税額などを記載した課税資産明細も添付しています。

## 【軽自動車税納税通知書】

納税通知書に添付した「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、検査受け時に使えますので、検査証と一緒に保存してください。

※納税証明書欄に「\*」印が入っているもの、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、税務課で納税証明書の交付を受けてください。

口座振替で納める人には金融機関からの口座引き落としの報告の確認後、6月下旬に納税証明書を送付します。5月末から6月下旬に車検を受ける場合は、送付が間に合いませんので、

前年度の納税証明書を使用して納期限の前日までに車検を受けるか、軽自動車税の引き落とし額が記帳された「通帳」を税務課窓口にて持参してください。確認後、納税証明書を交付します。

【軽自動車税をスマートフォンアプリで納める人へ】

（車検時の納税証明書について）

スマートフォンアプリでの納付については、領収証書、納税証明書が交付されませんので、必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアなどの窓口で現金にて納付してください。

## 固定資産税

### よくある疑問に答えます

Q. 今年、固定資産税が急に高くなったのですが、なぜ？

A. 昨年度と比べて税額が高くなるのは、様々な理由が考えられます。よくある例は次のとおりです。

- 家屋の新築後何年か経って、新築住宅の軽減措置の適用期間が切れた場合（軽減期間…一般住宅は新築後3年度分、マンションなど中高層耐火住宅等は新築後5年度分）

- 前年中に新たに土地や家屋を取得した場合
- 土地の現況が変わった場合（農地を宅地にしたなど）

## 減免制度

【固定資産税】 収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。

申請期限 納期限（今年度第1期分は5月31日）月まで

必要なもの 令和3年度固定資産税納税通知書、「個人番号カード」または「本人確認書類（通知カードと運転免許証など）」

【軽自動車税】 次の軽自動車などには減免制度があります。

- 身体などに障害を有する人が所有している
- 生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している
- 専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの

申請期限 納期限（5月31日）月まで

必要なもの 身体障害者手帳、運転免許証、「個人番号カード」または「本人確認書類（通知カードと運転免許証など）」

※番号法施行に伴い、各々の減免申請書に「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要です。

## 市税は納期限までに納めましょう

【5月は固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期月です】

第1期および軽自動車税の納期限は5月31日（月）です。納付書裏面に記載の金融機関（銀行・農協・郵便局など）、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、市役所などで忘れずに納めてください。

※口座振替で納付の場合は、通知書の税額が指定口座に残っているか確認してください。（領収書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

● 延滞金…納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

● 滞納が続くと…納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給料など）を調査し、それらを差し押さえることとなります。

【市税の納付は便利な口座振替で】

市税の納期限日に、指定の口座から振り替えて納付することができます。納期ごとに納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ、便利な口座振替をご利用ください。口座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書記載の申込期限を確認して取扱金融機関または税務課窓口へ申し込んでください。

## 都市計画税って何ですか？

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税です。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野市全体の都市環境を整備するために使われています。

令和元年度都市計画税収入額…14億6,686万円

### 都市計画税の使いみち

令和元年度は熊取駅西地区整備事業、下水道整備のため下水道事業特別会計繰出金事業、都市計画事業の公債費償還にそれぞれ充当しました。

（単位：万円）

事業名	事業費	充当額
熊取駅西地区整備事業	4億4,171	14億6,686
下水道事業特別会計繰出金事業	16億410	
公債費償還事業(元金)	4億521	14億6,686
公債費償還事業(利子)	7,662	
合計	25億2,764	14億6,686

### 税務署からのお知らせ

令和2年分の申告所得税（及び復興特別所得税）および個人事業者の消費税（及び地方消費税）の振替納税をご利用されている人の振替日について、下記のとおり延長することとしています。

#### 【申告所得税及び個人事業者の消費税の振替日】

- 令和2年分申告所得税および復興特別所得税…5月31日(月)
  - 令和2年分個人事業者の消費税及び地方消費税…5月24日(月)
- ※振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高を確認してください。残高不足などで振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

**【相談の事前予約のお願い】** 税務署では、納税者のみなさんをお待たせしないよう、相談の事前予約制を実施しています。相談内容が申告または納税に直結し、具体的な書類の確認が伴うなど、電話での相談が困難な場合には、所轄の税務署に事前に相談日時の前予約をお願いします。予約の際に、名前、住所、相談内容を伺い、相談日に持参する書類などをお伝えします。なお、税金の納付相談や確定申告会場へお越しただく際には、事前の前予約は必要ありません。（入場整理券の発行〔LINEによる事前発行を含む〕は4月15日をもって終了しました。）

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。  
**問合せ先** 泉佐野税務署（☎462-3471）

### 「大阪府域地方税徴収機構」による共同徴収

平成27年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、今年度は本市を含む府内37市町村と大阪府が市税・府税の共同徴収を実施しています。共同徴収の対象となられた人には順次、徴収機構への「引継予告書」を送付し、府・市町村職員による共同徴収が実施されます。

### 大阪府からのお知らせ

～自動車税（種別割）の納期限は5月31日(月)です～

府の指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関、府内の郵便局、府税事務所、コンビニエンスストアなどで納付することができます。また、パソコンやスマートフォンなどを利用したクレジットカードでの納付や、府税の収納を扱う金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）のPay-easy（ペイジー）に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付も可能です。さらに、スマートフォン決済アプリ「PayB」〔LINE Pay請求書支払い〕「楽天銀行コンビニ支払サービス」を利用して納付することもできます。

**問合せ先** 自動車税コールセンター（☎0570-020156）  
 ※詳しくは、各金融機関や府ホームページをご覧ください。

## 介護保険

問合せ先 介護保険課

令和3年度から65歳以上の人の保険料の額が変わります。

65歳以上の人の介護保険料は3年に1度改定されることになっており、令和3年度がその改定の年にあたります。

改定は令和3～5年度の3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する約23%を市内在住の65歳以上の人数で割った額を基準額として決定しました。

平成30～令和2年度の基準額78,000円（年額）に対して、令和3～5年度の基準額は、79,800円（年額）で2.3%の増額となりました。

今後とも、安心して保険給付が受けられるよう、また、介護保険制度が健全に運営できるように保険料の納付にご協力をお願いします。

なお、令和3年度の保険料は、本人の令和2年中の所得状況および令和3年4月1日現在の世帯の課税・非課税の状況により7月に保険料を決定し、通知書を送付する予定です。

また、現在4～6月の保険料

### 保険料額（年額）

	段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）	
本人非課税	1	生活保護受給者、世帯非課税で老齢福祉年金受給者および本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.3	23,940	
	2	世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.5	39,900	
	3	世帯全員が非課税で第2段階以外の人	0.7	55,860	
	4	世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	71,820	
	5	世帯に課税者があり、第4段階以外の人	基準額	79,800	
本人課税	6	本人が課税で前年の合計所得金額が右の額の人	120万円未満	1.2	95,760
	7		120万円以上210万円未満	1.3	103,740
	8		210万円以上320万円未満	1.5	119,700
	9		320万円以上400万円未満	1.7	135,660
	10		400万円以上600万円未満	1.8	143,640
	11		600万円以上800万円未満	2.0	159,600
	12		800万円以上1,000万円未満	2.25	179,550
	13		1,000万円以上	2.5	199,500

は、前年度と同じ所得段階の保険料で仮徴収していることから、7月（特別徴収の人は8月）以降は、決定された保険料と仮徴収額との差額を納付していただくこととなりますので、詳細は7月に発送する決定通知書でお知らせします。

**問合せ先** 介護保険課

